

発議第8号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

熊本市議会議員	紫垣正仁
同	西岡誠也
同	津田征士郎
同	澤田昌作
同	田中敦朗
同	光永邦保
同	坂田誠二
同	三島良之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福永洋一
同	井本正広
同	藤永 弘

熊本市議会議長 倉重 徹 様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成 25 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本市議会歯と口腔の健康づくりの推進に関する政策条例検討会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場を廃止するため、所要の改正を行うものである。